

全国広報コンクール県選考で全国へ推薦される「広報とめ18年12月号」



全国広報コンクール県選考で全国へ推薦される「広報とめ18年12月号」

# 「広報とめ」「市ホームページ」が県代表に

## 全国広報コンクール県選考

社団法人日本広報協会が主催する平成19年全国広報コンクールへ、広報紙(市部)の部で「広報とめ18年12月号」、ホームページの部で市のホームページが、昨年に続き県代表として推薦されることが決まりました。

「広報とめ」は、全国の自治体で18年中に発行された広報媒体を対象に実施されます。推薦される「広報とめ18年12月号」は、A4判44ページのもの。このうち特集の「食を考える」安全・安心は財産です」では、「食」をテーマに登米市の豊かな食材を使った地産地消の取り組みや食育の活動など、「安全・安心」をキーワードで紹介しました。また、ホームページは、ほかの市町村にはあまり例のない、市民が書き込める市のスケジュール(携帯電話対応)や防災・不審者情報メール通知サービス、手話の動画紹介など、市民向けのさまざまな情報を掲載しています。広報紙は、市民皆さんからの情報があつて作ることができ、皆さんには、快く取材に応じていただいたこと、また原稿や情報を寄せてくださったことなどのご協力にとても感謝しています。今後、皆さんから親しまれる広報紙やホームページの作成に努めていきます。



浄水場の水質検査の様子

水道事業所では、市民皆さんに安全で質の高い水を届けるため、水道水の水質検査を定期的に行っています。今年度は「18年度水質検査計画」に基づき、浄水場や市内22カ所の給水栓(蛇口)を中心に50の基準項目と、水源である北上川や迫川の水質検査を実施しました。その結果は、すべての検査で水道法に定められている基準値以下と出ており、安全で安心な水であることが確認されました。

## 水道法の水質基準にすべて適合

# 安心して水道水をご利用ください

また、水質管理目標項目や検討項目でも、目標値以下となっております【表】。なお、詳しい水質検査結果

と19年度検査計画については、市ホームページに掲載する予定です。  
【問い合わせ】  
水道事業所浄水課  
0220(52)2640

■表 水質管理目標項目の検査結果

分類	水質項目	目標値	検査結果
農業	農業101項目	101項目の検出値の総和が1mg/l以下	石越浄水場 ⇒ 0.196 mg/l 保呂羽浄水場 ⇒ 0.090 mg/l 東和系浄水場(4カ所) ⇒ 0 mg/l 大萱沢浄水場 ⇒ 0 mg/l
環境	ダイオキシン類(保呂羽浄水場のみ実施)	1pg/l以下	原水0.120 pg/l 浄水0.0036 pg/l
	クリプトスポリジウム対策	検出されないこと	すべての原水で検出されませんでした

【単位の説明】①単位のmg/lはミリグラムパーリットルと読み、水1リットルに1mg入っていると1mg/lになります②pgはピコグラムと読み、1兆分の1グラムを表します

# あなたの声を市政・事業に反映させませんか 市政・水道モニター募集

市では市政と水道事業に関する市民皆さんの意見や要望を反映させ、住みよいまちづくりやサービスの向上を目指すために、市政モニターと水道モニターを募集します。応募の要件は次のとおりです。

### 市政モニター

- 【資格】
  - 20歳以上で市内に1年以上住んでいる人
  - 地方公共団体の職員でない人
  - モニターの職務を積極的に履行できる人
- 【定数】20人以内
- 【任期】1年間
- 【内容】
  - 市政に関する建設的な意見や要望などを随時提出していただきます。
  - モニター会議(年2回)に出席していただきます。
  - 市政に関する調査表などに回答していただきます。
  - 市長から要請がある会議に出席していただきます。
- 【応募方法】
  - 住所②氏名③生年月日(年齢)④電話番号を任意の様式に記入し、市役所総務部総務課広報係へ提出するか、電話・郵送のいずれかで申し込みしてください。
- 【応募締切】3月30日(金)まで
- 【申し込み・問い合わせ】
 総務部総務課 広報係  
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
☎0220(22)2090

### 水道モニター

- 【資格】
  - 20歳以上で市内に住んでいる人
  - 水道を使用している人
- 【定数】20人
- 【任期】1年間
- 【内容】
  - 水道に関するアンケート調査用紙の配布、回収していただきます。
  - モニター会議に出席していただきます。
  - 水道事業に関する意見や感想などを随時提出していただきます。
  - 路上漏水などを発見した際は、随時水道事業所に報告していただきます。
  - その他水道事業の調査に協力していただきます。
- 【応募方法】
  - 住所②氏名③生年月日(年齢)④電話番号を任意の様式に記入し、水道事業所水道管理課へ提出するか、電話・郵送のいずれかで申し込みしてください。
- 【応募締切】3月30日(金)まで
- 【申し込み・問い合わせ】
 水道事業所水道管理課 経営管理係  
〒987-0702 登米市登米町寺池目子待井381番地1  
☎0220(52)3313

## 水道の使用開始・休止は3日前までにご連絡を!

3月から5月にかけては、転勤・就職による引っ越しや育苗用ビニールハウスの開始・休止などにより、水道の使用開始や休止の申し込みが多くなり窓口が大変込み合います。当日に申し込みをしてもお伺いできない場合がありますので、希望する日の3日前までに電話でご連絡ください。なお、申し込みをするときには、下記の事項についてお知らせください。

- ①料金コード(「水道使用水量のお知らせ」などで確認してください)
- ②住所(アパート名・部屋番号)、氏名、電話番号
- ③開始・休止の日
- ④引っ越し先の住所、電話番号
- ⑤料金の支払方法(口座振替または納入通知書による支払い)

届け出を忘れると、使用していないのに水道料金の請求を受けたり、前に使用していた人の名前で料金が請求されたりすることがあります。申し込みは忘れないようにしましょう。

【問い合わせ】  
水道事業所水道業務課 業務係 ☎0220(52)3311

